

国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程第8条第5項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における情報に関する基本的事項について全学的立場から審議するため、国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会 <u>業務運営部会</u> の下部委員会として国立大学法人東京農工大学大学情報委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 情報を担当する <u>理事</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 研究・財務戦略部長</u></p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号に規定する <u>理事</u> をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程第8条第5項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における情報に関する基本的事項について全学的立場から審議するため、国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会の下部委員会として国立大学法人東京農工大学大学情報委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 情報を担当する <u>副学長</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号に規定する <u>副学長</u> をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>令和4年4月1日からの組織体制に合わせるため。</p>

附 則 (令和4年4月1日細則第7号)
この細則は、令和4年4月1日から施行する。